



2023年9月21日

各位

上場会社名 株式会社T&K TOKA
代表者 代表取締役社長 高見沢 昭裕
(コード番号 4636 東証プライム)
問合せ先責任者
常務取締役管理統括本部統括本部長 関根 秀明
(TEL 03-3963-0511)

**(訂正)「株式会社BCJ-74による当社株券等に対する
公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正のお知らせ**

2023年8月17日付で公表いたしました「株式会社BCJ-74による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(当社が2023年8月18日付で公表いたしました「(訂正)『株式会社BCJ-74による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ』の一部訂正のお知らせ」により訂正された事項を含みます。)につきまして、その内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、以下のとおりお知らせいたします。

訂正の箇所につきましては、下線を付しております。

1. 訂正の理由

株式会社BCJ-74(以下「公開買付者」といいます。)より、公開買付者が、2023年9月21日付で、以下の各株主(以下「本応募株主(2023年9月21日)」といいます。)との間で応募契約を締結した旨の連絡を受けましたので、これに伴い記載内容の一部を訂正するものであります。

本応募株主(2023年9月21日)

株主名	所有株式数及び所有割合(注)
大日精化工業株式会社	所有株式数: 374,500株、所有割合: 1.64%
みずほ信託銀行株式会社	所有株式数: 237,000株、所有割合: 1.04%
森川千賀子	所有株式数: 90,000株、所有割合: 0.39%
吉村彰	所有株式数: 54,400株、所有割合: 0.24%
栗本隆一	所有株式数: 45,134株、所有割合: 0.20%
北條実	所有株式数: 41,600株、所有割合: 0.18%
小林政直	所有株式数: 30,800株、所有割合: 0.14%
芙蓉総合リース株式会社	所有株式数: 27,000株、所有割合: 0.12%
二引株式会社	所有株式数: 27,000株、所有割合: 0.12%
島貿易株式会社	所有株式数: 27,000株、所有割合: 0.12%
交洋貿易株式会社	所有株式数: 27,000株、所有割合: 0.12%
芙蓉オートリース株式会社	所有株式数: 27,000株、所有割合: 0.12%
大同化成工業株式会社	所有株式数: 27,000株、所有割合: 0.12%
新中村化学工業株式会社	所有株式数: 18,000株、所有割合: 0.08%
中村公彦	所有株式数: 13,600株、所有割合: 0.06%
中間和彦	所有株式数: 13,310株、所有割合: 0.06%
中村清子	所有株式数: 6,200株、所有割合: 0.03%
高見沢昭裕	所有株式数: 5,673株、所有割合: 0.02%

合計	所有株式数：1,092,217株、所有割合：4.79%
----	-----------------------------

(注)「所有割合」とは、当社が2023年8月10日に提出した第82期第1四半期報告書に記載の2023年6月30日現在の発行済株式総数(22,806,240株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(ただし、同日現在の当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。))に対する株式報酬制度として株式交付信託が所有する当社株式234,600株を除きます。)(50,287株)を控除した株式数(22,755,953株)に、本日現在残存している本新株予約権(152個)の目的となる当社株式の数(30,400株)を加算した株式数(22,786,353株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

2. 訂正の内容

「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要(5ページ)

(訂正前)

(前略)

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2023年8月17日付で、(i)当社の前代表取締役社長であり当社の株主である増田至克氏(以下「増田氏」といいます。)の資産管理会社であり当社の第4位株主(2023年3月31日現在)である有限会社コウシビ(以下「コウシビ」といい、増田氏と併せて「増田氏等」といいます。)との間で、その所有する当社株式1,051,820株(所有割合(注1):4.62%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(コウシビ)」といいます。)を、(ii)増田氏との間で、その所有する当社株式722,870株(所有割合:3.17%)(なお、増田氏が当社の元役員時代のインセンティブプランの条件成就により、本日以降に受け取る予定の当社株式8,200株との合計株式数は、731,070株(所有割合:3.21%))の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下、増田氏との間の契約を「本応募契約(増田氏)」といい、「本応募契約(コウシビ)」と併せて「本応募契約(増田氏等)」といいます。)を、(iii)当社の第5位株主(2023年3月31日現在)である株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)との間で、その所有する当社株式300株(所有割合:0.00%)の全てについて本公開買付けへ応募し、かつ、みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社を受託者とする退職給付信託に拠出している当社株式987,900株(所有割合:4.34%)の全てについて本公開買付けへの応募を指図する旨の契約(以下「本応募契約(みずほ銀行)」といいます。)を、(iv)当社の第9位株主(2023年3月31日現在)である明治安田生命保険相互会社(以下「明治安田生命」といいます。)との間で、その所有する当社株式756,000株(所有割合:3.32%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(明治安田生命)」といいます。)を、(v)当社の第10位株主(2023年3月31日現在)である上田美香子氏(以下「上田氏」といいます。)との間で、その所有する当社株式750,370株(所有割合:3.29%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(上田氏)」といいます。)を、(vi)増田安土氏(以下「安土氏」といいます。)との間で、その所有する当社株式741,680株(所有割合:3.25%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(安土氏)」といいます。)を、(vii)増田洋美氏(以下「洋美氏」といいます。)との間で、その所有する当社株式647,100株(所有割合:2.84%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(洋美氏)」といいます。)を、(viii)増田飛鳥氏(以下「飛鳥氏」といい、増田氏等、みずほ銀行、明治安田生命、上田氏、安土氏、洋美氏及び飛鳥氏を総称して「本応募株主」といいます。ます。)との間で、その所有する当社株式581,780株(所有割合:2.55%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(飛鳥氏)」といいます。)をそれぞれ締結し、本公開買付けが開始された場合、本応募株主が所有する当社株式6,248,020株(所有割合:27.42%)の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2023年8月17日付で、(i) 当社の前代表取締役社長であり当社の株主である増田至克氏（以下「増田氏」といいます。）の資産管理会社であり当社の第4位株主（2023年3月31日現在）である有限会社コウシビ（以下「コウシビ」といい、増田氏と併せて「増田氏等」といいます。）との間で、その所有する当社株式1,051,820株（所有割合（注1）：4.62%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（コウシビ）」といいます。）を、(ii) 増田氏との間で、その所有する当社株式722,870株（所有割合：3.17%）（なお、増田氏が当社の元役員時代のインセンティブプランの条件成就により、本日以降に受け取る予定の当社株式8,200株との合計株式数は、731,070株（所有割合：3.21%））の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下、増田氏との間の契約を「本応募契約（増田氏）」といい、「本応募契約（コウシビ）」と併せて「本応募契約（増田氏等）」といいます。）を、(iii) 当社の第5位株主（2023年3月31日現在）である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）との間で、その所有する当社株式300株（所有割合：0.00%）の全てについて本公開買付けへ応募し、かつ、みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）を受託者とする退職給付信託に拠出している当社株式987,900株（所有割合：4.34%）の全てについて本公開買付けへの応募を指図する旨の契約（以下「本応募契約（みずほ銀行）」といいます。）を、(iv) 当社の第9位株主（2023年3月31日現在）である明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」といいます。）との間で、その所有する当社株式756,000株（所有割合：3.32%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（明治安田生命）」といいます。）を、(v) 当社の第10位株主（2023年3月31日現在）である上田美香子氏（以下「上田氏」といいます。）との間で、その所有する当社株式750,370株（所有割合：3.29%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（上田氏）」といいます。）を、(vi) 増田安土氏（以下「安土氏」といいます。）との間で、その所有する当社株式741,680株（所有割合：3.25%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（安土氏）」といいます。）を、(vii) 増田洋美氏（以下「洋美氏」といいます。）との間で、その所有する当社株式647,100株（所有割合：2.84%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（洋美氏）」といいます。）を、(viii) 増田飛鳥氏（以下「飛鳥氏」といい、増田氏等、みずほ銀行、明治安田生命、上田氏、安土氏、洋美氏及び飛鳥氏を総称して「本応募株主」といいます。）との間で、その所有する当社株式581,780株（所有割合：2.55%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（飛鳥氏）」といいます。）をそれぞれ締結し、本公開買付けが開始された場合、本応募株主が所有する当社株式6,248,020株（所有割合：27.42%）の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。

加えて、公開買付者は、2023年9月21日付で、大日精化工業株式会社（以下「大日精化工業」といいます。）との間で、その所有する当社株式374,500株（所有割合：1.64%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（大日精化工業）」といいます。）を、みずほ信託銀行との間で、その所有する当社株式237,000株（所有割合：1.04%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（みずほ信託銀行）」といいます。）を、森川千賀子氏（以下「森川氏」といいます。）との間で、その所有する当社株式90,000株（所有割合：0.39%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（森川氏）」といいます。）を、吉村彰氏（以下「吉村氏」といいます。）との間で、その所有する当社株式54,400株（所有割合：0.24%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（吉村氏）」といいます。）を、栗本隆一氏（以下「栗本氏」といいます。）との間で、その所有する当社株式45,134株（所有割合：0.20%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（栗本氏）」といいます。）を、北條実氏（以下「北條氏」といいます。）との間で、その所有する当社株式45,134株（所有割合：0.20%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約（以下「本応募契約（北條氏）」といいます。）を、

す。)との間で、その所有する当社株式 41,600 株 (所有割合: 0.18%) の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (北條氏)」といいます。)を、小林政直氏 (以下「小林氏」といいます。)との間で、その所有する当社株式 30,800 株 (所有割合: 0.14%) の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (小林氏)」といいます。)を、芙蓉総合リース株式会社 (以下「芙蓉総合リース」といいます。)との間で、その所有する当社株式 27,000 株 (所有割合: 0.12%) の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (芙蓉総合リース)」といいます。)を、二引株式会社 (以下「二引」といいます。)との間で、その所有する当社株式 27,000 株 (所有割合: 0.12%) の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (二引)」といいます。)を、島貿易株式会社 (以下「島貿易」といいます。)との間で、その所有する当社株式 27,000 株 (所有割合: 0.12%) の全てについて (そのうち 15,000 株 (所有割合: 0.07%) については設定された担保権を解除の上で) 本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (島貿易)」といいます。)を、交洋貿易株式会社 (以下「交洋貿易」といいます。)との間で、その所有する当社株式 27,000 株 (所有割合: 0.12%) の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (交洋貿易)」といいます。)を、芙蓉オートリース株式会社 (以下「芙蓉オートリース」といいます。)との間で、その所有する当社株式 27,000 株 (所有割合: 0.12%) の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (芙蓉オートリース)」といいます。)を、大同化成工業株式会社 (以下「大同化成工業」といいます。)との間で、その所有する当社株式 27,000 株 (所有割合: 0.12%) の全てについて、設定された担保権を解除の上で、本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (大同化成工業)」といいます。)を、新中村化学工業株式会社 (以下「新中村化学工業」といいます。)との間で、その所有する当社株式 18,000 株 (所有割合: 0.08%) の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (新中村化学工業)」といいます。)を、中村公彦氏との間で、その所有する当社株式 13,600 株 (所有割合: 0.06%) の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (中村公彦氏)」といいます。)を、中間和彦氏 (以下「中間氏」といいます。)との間で、その所有する当社株式 13,310 株 (所有割合: 0.06%) の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (中間氏)」といいます。)を、中村清子氏との間で、その所有する当社株式 6,200 株 (所有割合: 0.03%) の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (中村清子氏)」といいます。)を、及び高見沢昭裕氏 (以下「高見沢氏」といいます。)との間で、その所有する当社株式 5,673 株 (所有割合: 0.02%) の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約 (高見沢氏)」といいます。)をそれぞれ締結し、本公開買付けが開始された場合、本応募株主 (2023 年 9 月 21 日) が所有する当社株式 1,092,217 株 (所有割合: 4.79%) の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。その結果、公開買付者は、合計で、本応募株主及び本応募株主 (2023 年 9 月 21 日) が所有する当社株式 7,340,237 株 (所有割合: 32.21%) の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。

(後略)

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (12 ページ)

(訂正前)

(前略)

公開買付者は、以上の経緯に加え、2023 年 8 月中旬に中国 TOB 対応措置開始のための準備状況に目途が立ったことが確認できたこと、2023 年 8 月 17 日、本公開買付け価格及び本新株予約権買付価格 (なお、当該各価格は、2023 年 5 月 23 日に提出した最終提案書に記載の価格と同一であり、最終提案書の提出以降、公開買付者及び当社との間で、当該価格に関する交渉は行っておりませ

ん。)を含む当社との間の本公開買付契約の内容について合意ができたことを踏まえ、2023年8月17日に、本公開買付前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合、本公開買付価格を1,400円とし、本新株予約権買付価格を本公開買付価格1,400円と各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権1個の目的となる当社株式の株式数を乗じた金額として、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

(訂正後)

(前略)

公開買付者は、以上の経緯に加え、2023年8月中旬に中国 TOB 対応措置開始のための準備状況に目途が立ったことが確認できたこと、2023年8月17日、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格(なお、当該各価格は、2023年5月23日に提出した最終提案書に記載の価格と同一であり、最終提案書の提出以降、公開買付者及び当社との間で、当該価格に関する交渉は行っておりません。)を含む当社との間の本公開買付契約の内容について合意ができたことを踏まえ、2023年8月17日に、本公開買付前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合、本公開買付価格を1,400円とし、本新株予約権買付価格を本公開買付価格1,400円と各本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額との差額に各本新株予約権1個の目的となる当社株式の株式数を乗じた金額として、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

その後、ベインキャピタルは、2023年8月24日以降に各本応募株主(2023年9月21日)との間で、応募契約の締結に向けた協議をそれぞれ開始し、本応募株主(2023年9月21日)はそれぞれ、本公開買付けの条件が本件プロセスを経て決定されていることを尊重して、2023年9月21日付でこれらの応募契約を締結したとのことです。上記の各応募契約の詳細については、下記「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」(38~41 ページ)

(訂正前)

(前略)

(4) 本応募契約(みずほ銀行)

公開買付者は、本日付で、みずほ銀行との間で、本公開買付けが開始された場合、みずほ銀行が所有する当社株式300株(所有割合:0.00%)の全てについて本公開買付けへ応募し、かつ、みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社を受託者とする退職給付信託に拠出している当社株式987,900株(所有割合:4.34%)の全てについて本公開買付けへの応募を指図することに合意しているとのことです。ただし、本公開買付けの終了日の1営業日前までに、第三者により当社の株券等の全部の取得を目的とする公開買付け(以下「対抗買付け(みずほ銀行)」といいます。)が開始された場合であって、本公開買付けにおいてみずほ信託銀行株式会社をして売付けの申込みをさせること又は売付けの申込みにより成立した本公開買付けに係る契約をみずほ信託銀行株式会社をして解除させないことが、本公開買付けに至る経緯、当社とみずほ銀行及び公開買付者の関係等を総合考慮したとしても、みずほ銀行の取締役の善管注意義務違反を惹起すると客観的かつ合理的に判断され、かつ、みずほ銀行において本公開買付けと競合のおそれのある契約の協議等に関する誓約事項に違反がないときは、みずほ銀行は、公開買付者に対して買付価格の変更について協議を申し入れることができ、同協議を申し入れた日から起算して7営業日を経過する日、又は本公開買付期間満了の前営業日のうちいずれか早い方の日までに買付価格を対抗買付け(みずほ銀行)に係る買付価格を上回る金額に変更しない場合、上記の応募及び指図義務を免れることができるとのことです(ただし、この場合であっても、対抗買付け(みずほ銀行)の買付期間中に、本公開買価格が対抗買付け(みずほ銀行)に係る買付価格を上回ることとなった場合には、みずほ銀行は、上記の応募及び指図義務を負担するとのことです。)

なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(みずほ銀行)以外に、みずほ銀行と

の間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からみずほ銀行に対して供与される利益は存在しないとのことです。本応募契約（みずほ銀行）において、みずほ銀行による応募の前提条件、又は、みずほ銀行によるみずほ信託銀行株式会社への応募の指図の前提条件として、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②本応募契約（みずほ銀行）に定める公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、③公開買付者において本応募契約（みずほ銀行）に規定する義務への重大な違反がないこと、④当社が本公開買付けに反対する取締役会決議を行っておらず、また、反対する旨の意見が公表されていないこと、⑤みずほ銀行による応募及び本公開買付けの実施について、これを制限又は禁止する法令等又は司法・行政機関の判決等が存在しないこと、⑥みずほ銀行が認識している未公表の重要事実等が存在しないこと、⑦みずほ銀行において当社の法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に定める法人関係情報であって、未公表の重要事実等に該当するものを除きます。）を保有していないことを規定しているとのことです。その他、本応募契約（みずほ銀行）において、以下の内容を合意しているとのことです。

（中略）

（9）本応募契約（飛鳥氏）

（後略）

（訂正後）

（前略）

（4）本応募契約（みずほ銀行）

公開買付者は、本日付で、みずほ銀行との間で、本公開買付けが開始された場合、みずほ銀行が所有する当社株式 300 株（所有割合：0.00%）の全てについて本公開買付けへ応募し、かつ、みずほ銀行がみずほ信託銀行を受託者とする退職給付信託に拠出している当社株式 987,900 株（所有割合：4.34%）の全てについて本公開買付けへの応募を指図することに合意しているとのことです。ただし、本公開買付けの終了日の1営業日前までに、第三者により当社の株券等の全部の取得を目的とする公開買付け（以下「対抗買付け（みずほ銀行）」といいます。）が開始された場合であって、本公開買付けにおいてみずほ信託銀行をして売付けの申込みをさせること又は売付けの申込みにより成立した本公開買付けに係る契約をみずほ信託銀行をして解除させないことが、本公開買付けに至る経緯、当社とみずほ銀行及び公開買付者の関係等を総合考慮したとしても、みずほ銀行の取締役の善管注意義務違反を惹起すると客観的かつ合理的に判断され、かつ、みずほ銀行において本公開買付けと競合のおそれのある契約の協議等に関する誓約事項に違反がないときは、みずほ銀行は、公開買付者に対して買付価格の変更について協議を申し入れることができ、同協議を申し入れた日から起算して7営業日を経過する日、又は本公開買付期間満了の前営業日のうちいずれか早い方の日までに買付価格を対抗買付け（みずほ銀行）に係る買付価格を上回る金額に変更しない場合、上記の応募及び指図義務を免れることができるとのことです（ただし、この場合であっても、対抗買付け（みずほ銀行）の買付期間中に、本公開買価格が対抗買付け（みずほ銀行）に係る買付価格を上回ることとなった場合には、みずほ銀行は、上記の応募及び指図義務を負担するとのことです。）。

なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約（みずほ銀行）以外に、みずほ銀行との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からみずほ銀行に対して供与される利益は存在しないとのことです。本応募契約（みずほ銀行）において、みずほ銀行による応募の前提条件、又は、みずほ銀行によるみずほ信託銀行への応募の指図の前提条件として、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②本応募契約（みずほ銀行）に定める公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、③公開買付者において本応募契約（みずほ銀行）に規定する義務への重大な違反がないこと、④当社が本公開買付けに反対する取締役会決議を行っておらず、また、反対する旨の意見が公表されていないこと、⑤みずほ銀行による応募及び本公開買付けの実施について、これを制限又は禁止する法令等又は司法・行政機関の判決等が存在しないこと、⑥みずほ銀行が認識している未公表の重要事実等

が存在しないこと、⑦みずほ銀行において当社の法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に定める法人関係情報であって、未公表の重要事実等に該当するものを除きます。）を保有していないことを規定しているとのことです（ただし、本応募契約（みずほ銀行）において、みずほ銀行は、自らの裁量で、これらの前提条件を放棄して、上記の応募及び指図義務を履行することができることも規定されているとのことです。）。その他、本応募契約（みずほ銀行）において、以下の内容を合意しているとのことです。

（中略）

（9）本応募契約（飛鳥氏）

（中略）

（10）本応募契約（みずほ信託銀行）

公開買付者は、2023年9月21日付で、みずほ信託銀行との間で、本公開買付けが開始された場合、みずほ信託銀行が所有する当社株式237,000株（所有割合：1.04%）の全てについて本公開買付けへ応募することに合意しているとのことです。ただし、本公開買付けの終了日の1営業日前までに、第三者により当社の株券等の全部の取得を目的とする公開買付け（以下「対抗買付け（みずほ信託銀行）」といいます。）が開始された場合であって、本公開買付けにおいて売付けの申込みをすること又は売付けの申込みにより成立した本公開買付けに係る契約を解除しないことが、本公開買付けに至る経緯、当社とみずほ信託銀行及び公開買付者の関係等を総合考慮したとしても、みずほ信託銀行の取締役の善管注意義務違反を惹起すると客観的かつ合理的に判断され、かつ、みずほ信託銀行において本公開買付けと競合のおそれのある契約の協議等に関する誓約事項に違反がないときは、みずほ信託銀行は、公開買付者に対して買付価格の変更について協議を申し入れることができ、同協議を申し入れた日から起算して7営業日を経過する日、又は本公開買付け期間満了の前営業日のうちいずれか早い方の日までに買付価格を対抗買付け（みずほ信託銀行）に係る買付価格を上回る金額に変更しない場合、上記の応募義務を免れることができるとのことです（ただし、この場合であっても、対抗買付け（みずほ信託銀行）の買付期間中に、本公開買付けが対抗買付け（みずほ信託銀行）に係る買付価格を上回ることとなった場合には、みずほ信託銀行は、上記の応募義務を負担するとのことです。）。

なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約（みずほ信託銀行）以外に、みずほ信託銀行との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からみずほ信託銀行に対して供与される利益は存在しないとのことです。本応募契約（みずほ信託銀行）において、みずほ信託銀行による応募の前提条件として、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②本応募契約（みずほ信託銀行）に定める公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、③公開買付者において本応募契約（みずほ信託銀行）に規定する義務への重大な違反がないこと、④当社が本公開買付けに反対する取締役会決議を行っておらず、また、反対する旨の意見が公表されていないこと、⑤みずほ信託銀行による応募及び本公開買付けの実施について、これを制限又は禁止する法令等又は司法・行政機関の判決等が存在しないこと、⑥みずほ信託銀行が認識している未公表の重要事実等が存在しないこと、⑦みずほ信託銀行において当社の法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に定める法人関係情報であって、未公表の重要事実等に該当するものを除きます。）を保有していないことを規定しているとのことです（ただし、本応募契約（みずほ信託銀行）において、みずほ信託銀行は、自らの裁量で、これらの前提条件を放棄して、上記の応募義務を履行することができることも規定されているとのことです。）。その他、本応募契約（みずほ信託銀行）において、以下の内容を合意しているとのことです。

（i）みずほ信託銀行は、本応募契約（みずほ信託銀行）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないものとされているとのことです。

（ii）みずほ信託銀行は、本応募契約（みずほ信託銀行）の締結日から本公開買付けに係る決済の

開始日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、①剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに②可決されれば当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき（株主提案による場合も含みます。）は、当社株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされているとのことです。

(iii) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、みずほ信託銀行は、当社株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされているとのことです。

(11) 本応募契約（森川氏）、本応募契約（吉村氏）、本応募契約（栗本氏）、本応募契約（北條氏）、本応募契約（小林氏）、本応募契約（中村公彦氏）、本応募契約（中間氏）、本応募契約（中村清子氏）及び本応募契約（高見沢氏）

公開買付者は、2023年9月21日付で、森川氏、吉村氏、栗本氏、北條氏、小林氏、中村公彦氏、中間氏、中村清子氏及び高見沢氏（以下、森川氏、吉村氏、栗本氏、北條氏、小林氏、中村公彦氏、中間氏、中村清子氏及び高見沢氏を個別に又は総称して「森川氏等」といい、本応募契約（森川氏）、本応募契約（吉村氏）、本応募契約（栗本氏）、本応募契約（北條氏）、本応募契約（小林氏）、本応募契約（中村公彦氏）、本応募契約（中間氏）、本応募契約（中村清子氏）及び本応募契約（高見沢氏）を個別に又は総称して「本応募契約（森川氏等）」といいます。）との間で、それぞれ、森川氏が所有する当社株式 90,000 株（所有割合：0.39%）、吉村氏が所有する当社株式 54,400 株（所有割合：0.24%）、栗本氏が所有する当社株式 45,134 株（所有割合：0.20%）、北條氏が所有する当社株式 41,600 株（所有割合：0.18%）、小林氏が所有する当社株式 30,800 株（所有割合：0.14%）、中村公彦氏が所有する当社株式 13,600 株（所有割合：0.06%）、中間氏が所有する当社株式 13,310 株（所有割合：0.06%）、中村清子氏が所有する当社株式 6,200 株（所有割合：0.03%）及び高見沢氏が所有する当社株式 5,673 株（所有割合：0.02%）の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しているとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、それぞれ、本応募契約（森川氏等）以外に、森川氏等との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から森川氏等に対して供与される利益は存在しないとのことです。本応募契約（森川氏等）において、それぞれ、本公開買付けが開始された場合に、森川氏等による応募の前提条件は規定されていないとのことです。その他、公開買付者は、本応募契約（森川氏等）において、それぞれ、以下の内容を合意しているとのことです。

(i) 森川氏等は、それぞれ、本応募契約（森川氏等）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないものとされているとのことです。

(ii) 森川氏等は、それぞれ、本応募契約（森川氏等）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、①剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに②可決されれば当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき（株主提案による場合も含む。）は、当社株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされているとのことです。

(iii) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、森川氏等は、それぞれ、当社株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされているとのことです。

(12) 本応募契約（大日精化工業）、本応募契約（芙蓉総合リース）、本応募契約（二引）、本応募契約（島貿易）、本応募契約（交洋貿易）、本応募契約（芙蓉オートリース）、本応募契約（大同化成工業）及び本応募契約（新中村化学工業）

公開買付者は、2023年9月21日付で、大日精化工業、芙蓉総合リース、二引、島貿易、交洋貿易、芙蓉オートリース、大同化成工業及び新中村化学工業（以下、大日精化工業、芙蓉総合リース、二引、島貿易、交洋貿易、芙蓉オートリース、大同化成工業及び新中村化学工業を個別に又は総称して「大日精化工業等」といい、本応募契約（大日精化工業）、本応募契約（芙蓉総合リース）、本応募契約（二引）、本応募契約（島貿易）、本応募契約（交洋貿易）、本応募契約（芙蓉オートリース）、本応募契約（大同化成工業）及び本応募契約（新中村化学工業）を個別に又は総称して「本応募契約（大日精化工業等）」といいます。）との間で、それぞれ、大日精化工業が所有する当社株式 374,500 株（所有割合：1.64%）、芙蓉総合リースが所有する当社株式 27,000 株（所有割合：0.12%）、二引が所有数する当社株式 27,000 株（所有割合：0.12%）、島貿易が所有する当社株式 27,000 株（所有割合：0.12%。そのうち 15,000 株（所有割合：0.07%）については設定された担保権を解除の上で応募する。）、交洋貿易が所有する当社株式 27,000 株（所有割合：0.12%）、芙蓉オートリースが所有する当社株式 27,000 株（所有割合：0.12%）大同化成工業が所有する当社株式 27,000 株（所有割合：0.12%。その全てについて設定された担保権を解除の上で応募する。）及び新中村化学工業が所有する当社株式 18,000 株（所有割合：0.08%）の全てについて、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募することに合意しているとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、それぞれ、本応募契約（大日精化工業等）以外に、大日精化工業等との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者から大日精化工業等に対して供与される利益は存在しないとのことです。本応募契約（大日精化工業等）において、それぞれ、本公開買付けが開始された場合に、大日精化工業等による応募の前提条件は規定されていないとのことです。その他、公開買付者は、本応募契約（大日精化工業等）において、それぞれ、以下の内容を合意しているとのことです。

(i) 大日精化工業等は、それぞれ、本応募契約（大日精化工業等）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないものとされているとのことです。

(ii) 大日精化工業等は、それぞれ、本応募契約（大日精化工業等）の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、①剰余金の配当その他の処分に関する議案、並びに②可決されれば当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるとき（株主提案による場合も含む。）は、当社株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされているとのことです。

(iii) 本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、大日精化工業等は、それぞれ、当社株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとされているとのことです。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けに関する当社の意見表明に関する記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者（当社を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、当社の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、当社又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。